☆地球にやさしい環境整備事業補助金（令和２年４月～令和３年３月）

「超小型モビリティ」購入補助のご案内

薩摩川内市では、温室効果ガス排出量を低減することを目的に、
超小型モビリティの購入に対して補助を行います。
ぜひ、ご利用ください。

○申請できる者（以下の４つすべてを満たしている者が申請できます）

① 初年度登録をした超小型モビリティを自ら使用する目的で購入された者（個人、法人等）。
（ただし、リース車両として使用するものは除く。）
② 超小型モビリティを登録した日、補助金の交付申請の日に、市内に住所がある者。
③ 市税等を滞納していない者。

○対象製品

・搭載された電池によって駆動される定格出力が0．25kW を超え、0．6kW 以下の電動機を原動機とする内燃機関を有さない四輪以上の車両で、標識交付証明書にミニカーと記載のあるもの。
・初年度登録のもの

○補助額

・１台につき　７万円

○補助台数

・１人１台限り（法人等は年間１台）

○必要書類　　【チェックシートとしてご利用ください】

□ 補助金交付申請書（第１号様式）
□ 承諾書（調査等の実施に係る承諾）（第２号様式）
□ 住民票（市補助金申請の３カ月以内に発行されたもの）
【法人等においては、所在地確認ができる書類】
□ 市税等滞納のない証明書（市補助金申請の１ヶ月以内に発行されたもの）
＊住民票・市税等滞納のない証明書を発行する際には窓口で公的身分証明書の提示が必要になります
□ 標識交付証明書の写し
□ 購入に係る領収書またはこれに代わる書類の写し
□ 対象車両のカラー写真（全体写真及び自動車登録番号または車両番号がわかるもの）
□ 補助金請求書及び口座通帳写し

※標識交付証明は、本庁　税務課（各支所　地域振興課税務窓口）でナンバー登録の際に発行されます。
※標識登録日から６０日以内に提出
※書類の印鑑が統一されていること

☆地球にやさしい環境整備事業補助金（令和２年４月～令和３年３月）

○申請手続き

補助対象車両を購入後、まず、本庁　税務課（各支所　地域振興課）で標識の登録申請手続きを行ってください。手続き完了後、発行された標識交付証明書の写しを添付して、市への補助金申請手続きが行えます。

手続きの流れ

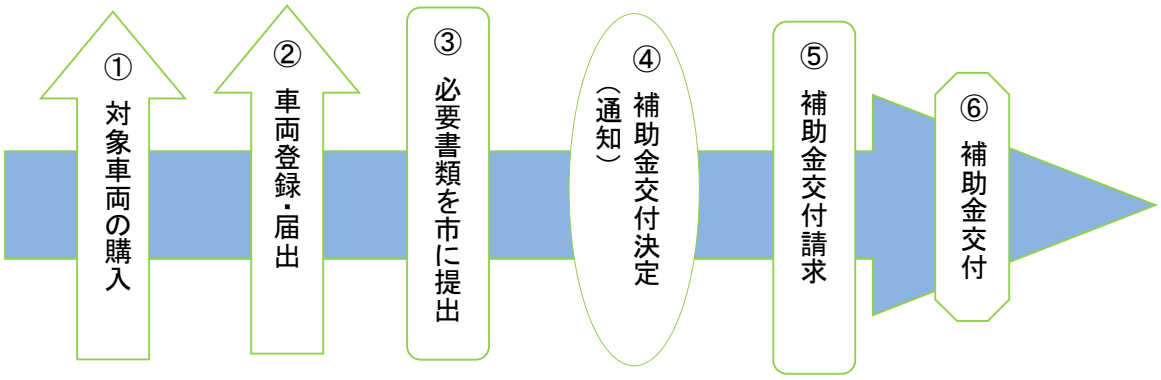

○設置される方への注意事項

≪申請について≫

- ◆　補助金交付申請の受付は、窓口でのみ行います。（郵送不可）
- ◆　**標識登録の日付から、60 日**を過ぎると申請することができません。
- ◆　当該年度 3 月 31 日までに申請してください。ただし、受付件数が予算に達した時点で、補助は終了となる場合があります。
- ◆　書類に使用する印鑑は、同一のものを使用してください。（スタンプ印（シャチハタ等）不可）
- ◆　市税等の滞納のない証明書は、本庁または各支所税務窓口で補助金交付申請書をご提示いただければ、無料で発行できます。

≪申請後について≫

- ◆　この補助金を利用して購入した超小型モビリティは、市長の承認がなければ、法定耐用年数（4 年）の期間内は処分・譲渡等することはできません。
- ◆補助金の交付を受けたご家庭には、超小型モビリティの使用状況、ご家庭での電気・ガス等のエネルギー使用量等の資料提供をお願いすることとしています。ご協力をお願いします。

【問合せ先】
薩摩川内市役所
本庁　次世代エネルギー課　　TEL：0996-23-5111

次世代エネルギーウェブサイト
https://jisedai-energy-satsumasendai.jp/
詳細・様式・記入例はウェブサイトをご覧ください。